

東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業制度要綱

制定 平成 20 年 4 月 1 日

19 都市建企第 886 号

最終改正 令和 5 年 3 月 24 日

4 都市建企第 1069 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業
- 第 3 章 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業
- 第 4 章 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業
- 第 5 章 指導監督等
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震発生時において緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修に関する事業等を行う区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が必要な補助を行うことにより、沿道建築物の耐震化及び特定緊急輸送道路の通行機能の確保を促進し、もって災害に強い東京を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付国官会第 2317 号）又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 31 日付国住街第 223 号、国住市第 156 号）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 一 耐震アドバイザー派遣 区市町村が、建物所有者に対し、耐震化に関する助言（建物所有者が耐震化を実施するため合意形成の必要がある相手方との調整に際し、耐震アドバイザーが同席して行う助言を含む。）等を行う耐震アドバイザーを派遣する事業又は耐震アドバイザーの派遣費用を助成する事業をいう。
- 二 補強設計 耐震診断に基づく住宅又は建築物の補強工事の設計をいう。
- 三 建替設計 建替えにおいて、新たに住宅又は建築物を建築するための設計をいう。
- 四 建替え 現に存する住宅又は建築物を除却するとともに、当該住宅又は建築物の敷地（これに隣接する土地又は災害時に重要な機能を果たす住宅若しくは建築物であり、かつ、当該住宅若しくは建築物が地震による津波の浸水のおそれがある区域内にある場合その他の敷地の制約上、別地にて建て替えざるを得ないなどやむを得ない理由が

ある場合として知事が認めるときは、当該別地の土地を含む。)に住宅又は建築物を新たに建築することをいう。

五 耐震化 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号。以下「耐震化推進条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する耐震化をいう。

六 耐震化指針 耐震化推進条例第 6 条第 1 項に規定する耐震化指針をいう。

七 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。

八 建築物 第 7 号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

九 沿道建築物 耐震化推進条例第 2 条第 2 号に規定する沿道建築物をいう。

十 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第 7 条第 1 項に規定する特定緊急輸送道路（同条第 3 項の規定に基づく告示が施行される前における当該告示により特定緊急輸送道路に指定される緊急輸送道路を含む。）をいう。

十一 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、耐震化推進条例第 2 条第 1 号に規定する緊急輸送道路に係る沿道建築物（特定緊急輸送道路に係る沿道建築物を除く。）の耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え、除却及び耐震アドバイザー派遣に関する事業をいう。

十二 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の補強設計、耐震改修、建替え、除却及び耐震アドバイザー派遣に関する事業をいう。

十三 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業 この要綱に定めるところによって行われる、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震性能の向上に関する事業をいう。

十四 緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業及び特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業をいう。

第 2 章 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

（補助対象事業）

第 3 条 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業のうち耐震アドバイザー派遣並びに住宅及び建築物の耐震診断は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するもの及びその他知事が定めるものを除く。）を対象とする事業であること。

二 耐震化指針に適合する事業であること。

三 区市町村が社会資本整備総合交付金要綱又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受ける事業であること。

四 費用について都の他の補助金等の交付を受ける事業でないこと。

- 五 耐震診断に関する耐震アドバイザー派遣にあつては、派遣対象の沿道建築物が、都が実施する建築物の耐震化総合相談窓口業務における沿道建築物の耐震診断実施に向けた派遣業務に関して派遣回数が上限に達しているものであること。
- 六 補強設計、建替設計、耐震改修、建替え又は除却に関する耐震アドバイザー派遣にあつては、派遣対象の沿道建築物が、都が実施する建築物の耐震化総合相談窓口業務における沿道建築物の耐震化実施に向けた派遣業務（改修計画案の作成に関する派遣業務を除く。）に関して派遣回数が上限に達しているものであること。
- 七 耐震診断にあつては、耐震性能向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。
- 2 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業のうち、住宅及び建築物の補強設計は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 前項第1号から第4号までに掲げる事項に適合するものであること。
- 二 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標をいう。以下同じ。）値が0.6未満相当若しくは I_w （構造耐震指標をいう。以下同じ。）値が1.0未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- 3 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業のうち、住宅及び建築物の耐震改修、建替え及び除却は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 第1項第1号から第4号までに掲げる事項に適合するものであること。
- 二 構造が耐震上著しく危険であると認められ、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- 三 前項第2号に掲げる事項に適合するものであること。
- 四 耐震改修後に住宅及び建築物に係る I_s 値が0.6以上相当若しくは I_w 値が1.0以上相当となるよう計画されたものであること又は令和18年3月31日までに I_s 値が0.6以上相当若しくは I_w 値が1.0以上相当となる耐震改修を実施する計画の一部を実施するものであること。
- 五 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成28年4月1日付27都市建企第1203号）第3条の規定に基づく耐震化工事中掲示物が当該耐震改修、建替え又は除却の工事中の現場に掲示されること（ただし、工事の安全上、環境上、日程上などの状況により掲示が容易でない場合はこの限りでない。）。

（都の補助）

- 第4条 知事は、区市町村が一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行う場合又は一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に係る次の費用の補助をする場合には、予算の範囲内において当該事業又は当該補助に要する費用の一部を補助することができる。
- 一 耐震アドバイザー派遣に要する費用
- 二 耐震診断に要する費用
- 三 補強設計に要する費用

四 耐震改修に要する費用

五 建替えに要する費用（前号の補助を受けて耐震改修を行った住宅及び建築物を除く。）

六 除却に要する費用（第4号の補助を受けて耐震改修を行った住宅及び建築物を除く。）

第3章 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

（補助対象事業）

第5条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業のうち耐震アドバイザー派遣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 第3条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項に適合するものであること。

二 住宅及び建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。

2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業のうち補強設計及び建替設計は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に適合するものであること（建替設計は同項第2号を除く。）。

二 補強設計にあつては、第3条第2項第2号に掲げる事項に適合するものであること。

三 建替設計にあつては、耐震診断の結果、 I_s 値が0.3未満相当若しくは I_w 値が0.7未満相当であること又は倒壊の危険性が高いと判断されたものであること。

四 建替設計にあつては、建替設計に着手するとき当該住宅又は建築物の建替工事の着手前であり、かつ、建替設計を完了するとき当該建替工事に係る新築工事前であること。

五 前項第2号に掲げる事項に適合するものであること。

3 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業のうち耐震改修、除却及び建替えは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に適合するものであること。

二 第3条第3項各号に掲げる事項に適合するものであること。

三 第1項第2号に掲げる事項に適合するものであること。

（都の補助）

第6条 知事は、区市町村が、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行う場合又は特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に係る次の費用の補助をする場合には、予算の範囲内において当該事業又は当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

一 耐震アドバイザー派遣に要する費用

二 補強設計に要する費用（次号の補助を受けて建替設計を行った住宅及び建築物を除く。）

三 建替設計に要する費用（前号の補助を受けて補強設計を行った住宅及び建築物を除く。）

く。)

四 耐震改修に要する費用

五 建替えに要する費用（前号の補助を受けて耐震改修を行った住宅及び建築物を除く。）

六 除却に要する費用（第4号の補助を受けて耐震改修を行った住宅及び建築物を除く。）

第4章 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業

（補助対象事業）

第7条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 第3条第1項第1号及び第4号に掲げる事項に適合するものであること。

二 第5条第1項第2号に掲げる事項に適合するものであること。

三 耐震診断の結果、 I_s 値が0.3未満相当若しくは I_w 値が0.7未満相当であること又は倒壊の危険性が高いと判断されたものであること。

四 令和8年3月31日までに、耐震性能向上後に住宅及び建築物に係る I_s 値が0.3以上相当若しくは I_w 値が0.7以上相当となるよう計画されたものであること。

（都の補助）

第8条 知事は、区市町村が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業に係る費用の補助をする場合には、予算の範囲内において当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

第5章 指導監督等

（指導監督等）

第9条 知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業の適正な執行を確保するため、事業を実施し、又は当該事業の補助を行う区市町村に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な措置を命じることができる。

（運営）

第10条 第4条、第6条又は第8条の規定により、区市町村に対し、緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業に要する費用の一部を補助する場合は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱によるものとする。

附 則 （平成20年3月26日19都市建企第886号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年5月18日21都市建企第26号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成 22 年 6 月 30 日 22 都市建企第 1 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日 23 都市建企第 41 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 1 月 4 日 24 都市建企第 699 号）

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 3 月 30 日 27 都市建企第 1199 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日 29 都市建企第 1365 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 31 年 3 月 28 日 30 都市建企第 1327 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 16 日 31 都市建企第 1192 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月 24 日 2 都市建企第 1377 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 24 日 4 都市建企第 1069 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年 3 月 31 日までに東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 5 条の 2 に規定する一括設計審査（全体設計）を受け、着手した緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業については、事業の完了までの期間（ただし、最大で令和 8 年 3 月 31 日までとする）に限り、事業の対象となる沿道建築物が沿道建築物でなくなった場合であっても、沿道建築物とみなすことができる。
- 3 前項の規定を適用する場合は、この要綱において第 3 条第 1 項第 3 号に適合することとされる規定は、適用しない。